

知的障害特別支援学校における卒業後の食の自立支援に向けた食に関する指導の現状

渡部 佳美*, 村上 和保*

(2021年11月30日 受理)

Current Status of Leadership on Diet and Nutrition to Support Independence after Graduation at Special Needs Schools

Yoshimi WATANABE*, Kazuyasu MURAKAMI*

Keywords: special needs schools 特別支援学校, leadership on diet and nutrition 食に関する指導, support independence 自立支援, school dietician 学校栄養士

1. はじめに

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2005（平成17）年に食育基本法¹⁾が施行された。本法には、特に子どもたちに対する食育が重要であり、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものである」と示されている。そのため、学校において第3次食育推進基本計画²⁾に掲げられている（1）食に関する指導の充実、（2）学校給食の充実、（3）食育を通じた健康状態の改善等の食育を推進することが求められている。

学校における食に関する指導はこれまでも、給食の時間や教科等の時間を通じて実施されていた³⁾が、食育が国民的課題として推進されることになり、2008（平成20）年に告示された小学校、中学校の学習指導要領総則^{4,5)}及び2009（平成21）年に告示された高等学校、特別支援学校の学習指導要領総則^{6,7)}では、初めて「食育の推進」が明記された。また、2016（平成28）年の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」⁸⁾においては、食に関する資質・能力は現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力であり、教科等横断的な視点から教育課程を編成し育むべき事項として取り上げられた。それらを踏まえて、2017（平成29）年に告示された小学校、中学校、特別支援学校小・中学部の学

習指導要領総則⁹⁻¹¹⁾、2018（平成30）年に告示された高等学校の学習指導要領総則¹²⁾及び2019（平成31）に告示された特別支援学校高等部学習指導要領総則¹³⁾では、さらに学校における食育の充実が明確化された。

併せて、知的障害特別支援学校においては、障害が重度・重複化、多様化する中、社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方に対応し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導が求められている。そして必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていくことができるようにする観点から、教育課程の改善を図る必要がある^{8,11)}。特に、食は生涯通じて必要な営みであることから、障害のある児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、自らの健康を自己管理する力や食品の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要なこと³⁾である。

学校において食育を推進するにあたっては、中心的な担い手として栄養教諭の存在は大きい。栄養教諭制度は食育基本法が施行された2005（平成17）年に創設され、栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして展開する職務として位置づけられている^{14,15)}。また、栄養の専門家として学校栄養職員が配置されている学校もある。学校栄養職員は栄養教諭と同じく学校給食栄養管理者であり、学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものとされ、栄養教諭に準じた業務を担っている¹⁶⁾。

知的障害特別支援学校においても栄養教諭が食育の担

* 広島女学院大学人間生活学部管理栄養学科教授

い手となり高等部卒業後の食生活に関する自立を目指した実践報告がされている¹⁷⁾が、現状を調査した報告はほとんどない。そこで、本研究では知的障害特別支援学校の栄養教諭、学校栄養職員を対象にアンケート調査を実施してその現状を明らかにするとともに、今後の課題を検討した。

2. 方法

(1) 調査期間及び対象

調査期間は2019年6月～7月であった。調査対象は300校に勤務する栄養教諭、学校栄養職員（以下、「学校栄養士」とする。）を対象に調査を実施した。調査の趣旨を記載した協力依頼書及び調査用紙をメール送付し、Web入力または郵送により55名より回答があった。返信返送があった場合は同意が得られたものとした。回答率は18.3%であった。

(2) 調査方法

調査方法は、Web入力またはメール添付の調査用紙（Wordファイル）にて自記式質問紙調査を行った。設問によっては複数の回答を得た。また、複数の選択肢と併せて「その他（自由記述）」の項目を設定した。

(3) 調査項目

1) 調査対象者の属性と施設概要

学校栄養士としての勤務年数、特別支援学校の勤務年数、小学部・中学部・高等部の児童生徒数、調理場方式、給食形態、給食提供人数について調査した。

2) 食に関する指導の計画と実施

食に関する指導の全体計画の作成とそれに基づいた指導の実施、食に関する指導の年間計画の作成とそれに基づいた指導の実施、個別の教育支援計画における食に関する指導に関する記載の有無、特別支援学校ならではの食に関する指導、食に関する指導の頻度について調査した。

3) 家庭への啓発

保護者に向けた食育や相談、保護者からの相談内容について調査した。

4) 卒業後に向けた食の自立支援

卒業後の食の自立支援を目的とした食に関する指導の実施、給食指導の実施、児童生徒が行う主体的な活動について調査した。

5) 卒業生に対する卒業後の食の自立支援

卒業生との交流、卒業後の食生活の問題、卒業後に必要な食についての力、自立に向けた食育について調査した。

(4) 統計解析

調査対象者の属性のうち学校栄養士の経験年数に着目し、他の校種で学校栄養士としての経験を有していない可能性が高く、文部科学省の示す教員研修制度¹⁸⁾において、経験年数に応じた研修が設定されている5年を基準に分類し、各項目のクロス集計を行った。統計ソフトは、エクセル統計 ver3.20（株式会社 社会情報サービス）を用い、勤務年数の平均値の比較には t 検定を用いた。クロス集計には χ^2 検定を用い、分布の偏りにより χ^2 検定ができない場合はFisher 正確確率検定を行った。また、複数回答の場合は各設問の項目ごとに χ^2 検定を用いた。有意水準は5%（両側検定）とした。なお、未回答は項目ごとに除外して処理した。

(5) 倫理的配慮

本調査は自由意思に基づき行われ、特定の個人が識別可能なデータ処理をしないことなどの倫理的配慮については調査依頼文書に明記して送付した。また、アンケートの返信返送があった場合は同意が得られたものとする。併せて説明を行った。なお、本研究は、広島女学院大学倫理審査委員会の承認（承認番号：2019-6）を受けた後に実施した。

3. 結果

(1) 調査対象者の属性と施設概要

調査対象者の属性を表1に示した。回答全体（ $n=55$ ）のうち、学校栄養士勤務年数の平均値±標準偏差（中央値）は、 16.8 ± 12.0 年（15年）であり、5年以下が14名（25.5%）、6年以上が41名（74.5%）であった。

特別支援学校勤務歴は5年以下が25名（45.5%）、6年以上10年以下および11年以上15年以下がいずれも7名（12.7%）、16年以上20年以下が6名（10.9%）、21年以上が10名（18.2%）であった。勤務年数は、回答全体（ $n=55$ ）では平均値±標準偏差（中央値）で示すと、 11.2 ± 10.3 年（8年）であった。また、調査対象者の経験年数別では5年以下が 2.2 ± 1.5 年（2年）、6年以上が 14.2 ± 10.2 年（12年）であった。

調査対象者の勤務している施設の概要を表2に示した。在籍児童生徒の学部は小学部・中学部・高等部が43施設（78.2%）、高等部が7施設（12.7%）、小学部・中学部が4施設（7.3%）、中学部・高等部が1施設（1.8%）の順であった。調理場方式は単独調理方式が52施設（94.5%）、共同調理方式3施設（5.5%）であり、給食形態はすべての施設での完全給食であった。

給食提供数は回答全体（ $n=55$ ）では平均値±標準偏差（中央値）は、 265 ± 146 食（230食）であった。また、

表1 調査対象

設問項目	全体 n=55		経験年数5年以下 n=14		経験年数6年以上 n=41		p値
	n	%	n	%	n	%	
学校栄養士勤務年数	16.8±12.0 (15)		2.5±1.6 (2)		21.7±9.7 (24)		<0.001 ^a
特別支援学校勤務年数	11.2±10.3 (8)		2.2±1.5 (2)		14.2±10.2 (12)		<0.001 ^a
5年以下	25	45.5	14	100	11	26.8	
6年～10年以下	7	12.7	0	0	7	17.1	
11年～15年以下	7	12.7	0	0	7	17.1	<0.001 ^b
16年～20年以下	6	10.9	0	0	6	14.6	
21年～	10	18.2	0	0	10	24.4	

データは平均値±標準偏差（中央値）またはn（対象者数），%で示した。

^aWelchのt検定，^b χ^2 検定

表2 調査対象者の勤務施設概要

設問項目	全体 n=55		経験年数5年以下 n=14		経験年数6年以上 n=41		p値
	n	%	n	%	n	%	
在籍児童生徒の学部							
小学部・中学部	4	7.3	1	7.1	3	7.3	0.141 ^a
小学部・中学部・高等部	43	78.2	12	85.8	31	75.6	
中学部・高等部	1	1.8	1	7.1	0	0.0	
高等部	7	12.7	0	0.0	7	17.1	
調理場方式							
単独調理場方式	52	94.5	13	92.9	39	95.1	1.000 ^b
共同調理場方式	3	5.5	1	7.1	2	4.9	
給食形態							
完全給食	55	100.0	14	100.0	41	100.0	
補食給食	0	0	0	0	0	0	—
ミルク給食	0	0	0	0	0	0	
給食提供数	265±146 (230)		228±116 (210)		277±155 (262)		0.281 ^c

データは平均値±標準偏差（中央値）またはn（施設数），%で示した。

^a χ^2 検定，^bFisherの正確確率検定，^cWelchのt検定

調査対象者の経験年数別ではそれぞれの平均値±標準偏差（中央値）は，5年以下が228±116食（210食），6年以上が277±155食（262食）で有意差はみられなかった。

（2）食に関する指導

食に関する指導に関する調査結果を表3に示した。食に関する指導の全体計画は全ての施設で作成され，このうち53施設（96.4%）が作成した全体計画に基づいた指導を行っていた。一方，年間計画は46施設（83.6%）が作成しており，このうち42施設（93.4%）が作成した年間指導計画に基づいた指導を行っていた。全体計画ならびに年間指導計画に基づいた指導の実施について「その

他」と回答した内容としては，全体計画，年間計画ともに学校栄養士は計画に沿って進めているが，計画に基づいて指導を行っている学級は少なく，不十分な部分があることが挙げられた。また，全体計画，年間指導計画を実施する際の問題点として，学校内での共通理解や情報共有の不足や評価や検証の未実施を挙げている施設が多かった。

個別の教育支援計画に基づく食に関する指導の計画について記載している施設は18施設（34.0%）であった。その18施設のうち，12施設（66.6%）がその計画に基づいて指導を実施していた。「その他」の内容としては，教

表3 食に関する指導について

設問項目	全体 n=55 人数 (%)		経験年数5年以下 n=14 人数 (%)		経験年数6年以上 n=41 人数 (%)		p 値 ^a
	n	%	n	%	n	%	
	食に関する指導の全体計画がありますか						
有	55	100.0	14	100.0	41	100.0	—
無	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
全体計画に基づいた指導を行っていますか							
はい	53	96.4	13	92.9	40	97.6	
いいえ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.417
その他	2	3.6	1	7.1	1	2.4	
食に関する指導の年間計画がありますか							
有	46	83.6	12	85.7	34	82.9	
無	8	14.5	2	14.3	6	14.6	0.839
その他	1	1.8	0	0.0	1	2.4	
年間計画に基づいた指導を行っていますか (n=45)							
はい	42	93.4	10	90.9	32	94.1	
いいえ	1	2.2	0	0.0	1	2.9	0.595
その他	2	4.4	1	9.1	1	2.9	
個別の教育支援計画に食に関する指導の計画がありますか (n=53)							
有	18	34.0	4	28.6	14	35.9	
無	31	58.5	9	64.3	22	56.4	0.871
その他	4	7.5	1	7.1	3	7.7	
個別の教育支援計画に基づいた食に関する指導を行っていますか (n=18)							
はい	12	66.6	2	50.0	10	71.4	
いいえ	3	16.7	1	25.0	2	14.3	0.725
その他	3	16.7	1	25.0	2	14.3	
食に関する指導は各学年何回実施していますか							
年1～2回	32	58.2	8	57.1	24	58.5	
年3回以上	12	21.8	4	28.6	8	19.5	0.704
実施はしているが、学年の頻度を決めていない	11	20.0	2	14.3	9	22.0	

^aχ²検定

員が行っており学校栄養士が把握していない場合や全児童生徒ではなく、一部の児童生徒の計画に記載されている場合に選択されていた。なお、表には示していないが、食に関する指導の実施は全ての学校で行われており、特別支援学校ならではの食に関する指導として、小学部・中学部・高等部の連続性のある指導、作業学習等での体験活動、視覚支援が挙げられた。

食に関する指導の頻度は各学年に年1～2回が32施設(58.2%)、年3回以上が12施設(21.8%)、食に関する指導を実施しているが学年の頻度を決めていない施設が11施設(20.0%)であった。

(3) 家庭への啓発

家庭への啓発に関する調査結果を表4に示した。保護

者に向けた食育や相談については、53施設(96.4%)が実施していた。また、その方法として、給食だより等の書面が51施設(96.2%)、実際に会って面談が21施設(39.6%)、給食試食会が20施設(37.7%)、セミナー等の開催が2施設(3.8%)の順であった。

保護者からの食についての相談では、偏食が最も多く26施設(49.1%)、次いで食物アレルギーが14施設(26.4%)、肥満が12施設(22.6%)であった。その他には食形態や食べる速さが挙げられた。

(4) 卒業後に向けた食の自立支援

卒業後に向けた食の自立支援の調査結果を表5に示した。卒業後の食の自立を目的とした食に関する指導については40施設(72.7%)が実施していた。具体的な実施

表4 家庭への啓発

設問項目	全体 n=55 人数 (%)		経験年数5年以下 n=14 人数 (%)		経験年数6年以上 n=41 人数 (%)		p 値
	n	%	n	%	n	%	
	保護者に向けた食育や相談を行っていますか						
はい	53	96.4	13	92.9	40	97.6	0.449 ^a
いいえ	2	3.6	1	7.1	1	2.4	
保護者に向けてどのような方法で食育を行っていますか (n=53) ※複数回答							
給食だより等の書面	51	96.2	12	92.4	39	97.5	0.987 ^b
実際に会って面談	21	39.6	3	23.1	18	45.0	0.160 ^b
給食試食会	20	37.7	5	38.5	15	37.5	1.000 ^b
セミナーなどの開催	2	3.8	0	0.0	2	5.0	1.000 ^b
保護者からの食についての相談で多いものは何ですか (n=53) ※複数回答							
偏食	26	49.1	7	53.8	19	47.5	0.691 ^b
食物アレルギー	14	26.4	1	7.7	13	32.5	0.161 ^b
肥満	12	22.6	2	15.4	10	25.0	0.735 ^b
過食	5	9.4	1	7.7	4	10.0	1.000 ^b
栄養量	2	3.8	1	7.7	1	2.5	0.987 ^b
小食	1	1.9	0	0.0	1	2.5	1.000 ^b
やせ	1	1.9	0	0.0	1	2.5	1.000 ^b
その他	3	5.7	2	15.4	1	2.5	0.291 ^b

^aFisher の正確確率検定, ^b χ^2 検定

表5 卒業後に向けた食の自立支援

設問項目	全体 n=55 人数 (%)		経験年数5年以下 n=14 人数 (%)		経験年数6年以上 n=41 人数 (%)		p 値
	n	%	n	%	n	%	
	卒業後の自立に向けた食に関する指導は行っていますか						
はい	40	72.7	11	78.6	29	70.7	0.734 ^a
いいえ	15	27.3	3	21.4	12	29.3	
卒業後の自立に向けた給食指導を行っていますか							
はい	38	69.1	7	50.0	31	75.6	0.146 ^b
いいえ	17	30.9	7	50.0	10	24.4	
卒業後の自立に向けた児童生徒が行う主体的な活動を行っていますか							
はい	30	54.5	8	57.1	22	53.7	0.821 ^b
いいえ	25	45.5	6	42.9	19	46.3	

^aFisher の正確確率検定, ^b χ^2 検定

内容には生活単元学習や家庭科における栄養バランスを考えた食事の選び方や献立作成, 調理実習, 食事のマナー等が挙げられた。

また, 卒業後の食の自立に向けた給食指導では38施設(69.1%)が実施していた。具体的な実施内容は正しい配膳や食事のマナー, 給食を教材としてバランスのとれた

食事の大切な指導が挙げられた。

卒業後の食の自立を目的とした児童生徒が行う主体的な活動については30施設(54.5%)が取り入れていた。取り入れている内容として, セレクト献立, リクエスト給食, 献立作成, 簡単な調理実習, 買物学習, 給食当番活動が挙げられた。

(5) 卒業生に対する卒業後の食の自立支援

卒業生に対する卒業後の食の自立支援の調査結果を表6に示した。

卒業生との交流は、12施設(21.8%)が実施しており、交流の機会としては、同窓会や卒業生の学校訪問などであった。表には示していないが、学部構成が高等部だけの施設とそれ以外を比較したところ、高等部のみが設置されている施設では5施設(71.4%)が交流を行っていたが、小中学部が設置されている施設では7施設(14.6%)であり、高等部だけの施設の方が有意に高い割合であった。

卒業生の食生活の問題について考えられることは、栄養面が43施設(78.2%)、食品選択能力がないが41施設(74.5%)、食事介助が21施設(38.2%)の順で多かった。「その他」では、「きちんと食事を摂る」、「栄養面では理解していても欲求にまかせて購入・摂取してしまう」、「家庭の経済理由」、「正しい金銭感覚を身につける」、「調理が安全にできない」、「偏りのある食生活」、「量のコントロールができない」が挙げられた。

また、卒業後に最も必要な食についての力として、食品を選択する力が40施設(76.9%)、買い物ができる力が6施設(11.5%)、調理ができる力が3施設(5.8%)の順で多かった。「その他」では、好き嫌いをなく提供されたも

のを食べられること、自己管理能力、食べる力等が挙げられた。一方、卒業生に対して自立に向けた食育を行っている施設は10施設(18.2%)であった。行っている施設では主にバランス良く食べることについての指導、給食レシピの公開、調理実習が挙げられた。

なお、表2～6に示したとおり全ての設問項目に対する回答結果において、経験年数による有意差はみられなかった。

4. 考察

本調査では知的障害特別支援学校の学校栄養士を対象に食に関する指導の現状について調査を行った。その結果、食に関する指導は実施されているものの、卒業後の自立に向けた支援については課題がみられた。

(1) 食に関する指導

食に関する指導は全ての施設で全体計画を作成し、それに基づく指導が9割を超える高い割合で実施されていた。全体計画の作成については学校給食法では校長が当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することと規定されている¹⁶⁾。また、特別支援学校学習指導要領第1章総則第6の1(2)では、教育課程の編成及び実施に当たって、学校の全体計画と関連付けながら食に関する指導の全体計画を作成し、効果的に

表6 卒業生に対する卒業後の食の自立支援

設問項目	全体 n=55 人数(%)		経験年数5年以下 n=14 人数(%)		経験年数6年以上 n=41 人数(%)		p値
	n	%	n	%	n	%	
卒業生との交流はありますか							
有	12	21.8	3	21.4	9	22.0	1.000 ^a
無	43	78.2	11	78.6	32	78.0	
卒業生の食生活の問題について考えられることを教えてください ※複数回答							
栄養面	43	78.2	12	85.7	31	75.6	0.678 ^b
食品選択能力がない	41	74.5	9	64.3	32	78.0	0.506 ^b
食事介助	21	38.2	7	50.0	14	34.1	0.292 ^b
その他	8	14.5	3	21.4	5	12.2	0.684 ^b
卒業後に最も必要な食についての力は何だと思いますか (n=52)							
食品を選択する力	40	76.9	11	78.6	29	76.3	0.732 ^b
買い物ができる力	6	11.5	2	14.3	4	10.5	
調理ができる力	3	5.8	1	7.1	2	5.3	
その他	3	5.8	0	0.0	3	7.9	
卒業生に対して、自立に向けた食育を行っていますか							
はい	10	18.2	1	7.1	9	22.0	0.423 ^a
いいえ	45	81.8	13	92.9	32	78.0	

^aFisherの正確確率検定, ^b χ^2 検定

実施する旨が示されている^{11,13)}。本調査結果においても全施設で全体計画を作成し、それに基づく指導が実施されていた。一方で、年間指導計画の作成は83.6%であり、全体計画と比較して作成している施設の割合が低かった。また、自由記述の中で計画に基づいて指導を行っている学級は少ないという回答や全体計画、年間指導計画を実施する際の問題点として、学校内での共通理解や情報共有の不足を挙げている施設が多かった。このことから、食に関する指導の全体計画は作成しているが、具体的な計画である年間指導計画が作成されていない、または実際に行っている指導と計画の間に乖離がある施設が一部にみられることが明らかとなった。

さらに、個別の教育支援計画に食に関する指導の計画を有している施設は34.0%に留まった。特別支援学校においては、学習面や行動面において困難を抱えている子供の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを教育目的としている。そして、この目的を達成するために、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画を作成することが義務付けられている¹⁹⁾。しかし、本調査では個別の教育支援計画に食に関する指導を取り入れている施設はわずかであり、担任が作成しているため把握していないといった回答もあった。文部科学省は「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」において、栄養教諭が専門性を生かして、教職員はもとより、関係機関・専門家、家庭・地域との密接な連携を図りつつ、子供たちの健康の保持増進に向け健全な食生活の実現に向けて取り組んでいくことの重要性を示している²⁰⁾。今後、栄養教諭が個別の教育支援計画の作成に携わり、家庭や地域と連携したいわゆるチーム学校での取り組みにより、生涯を通じた食支援が実現することが望まれる。

なお、自由記述の中に個別の指導計画の記載が見受けられたため、個別の教育支援計画と個別の指導計画の相違を理解せずに回答したケースがあった可能性が否定できない。本調査において個別の指導計画における食に関する指導の計画の有無についての設問を設定しなかったことが1つの要因と考えられる。特別支援学校では前述の個別の教育支援計画と合わせて、個別の指導計画の作成が義務づけられている。これは学校教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にし、きめ細やかな指導を行うために作成する指導計画である¹⁹⁾。長期的な食支援の観点からは個別の教育支援計画において検討されることが

必要であるが、それを反映した個別の指導計画においても食に関する指導の計画を立案し、個々の児童生徒の食支援が推進される必要があると考えられる。

各学年における食に関する指導の実施回数については、年1～2回の頻度での実施が58.2%を占めていた。第4次食育推進基本計画では、子どもたちへの教育的な観点から、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を令和元年度の月9.1回から令和7年度までに月12回以上とすることを目標として掲げている²¹⁾。本調査結果の食に関する指導の年間実施回数と単純に比較はできないが、給食の時間に毎日指導を実施しているとの回答もみられたことから、栄養教諭が学校給食を生きた教材として、給食の時間を活用した食に関する指導を実施することが必要であると考えられる。

(2) 家庭への啓発

保護者に向けた食育や相談は9割を超える高い割合で実施されていた。一方で、その方法は給食日より等の書面の割合が最も高く、実際に会って面談を行うケースは39.6%に留まった。特別支援学校においては前述のとおり、個別の教育支援計画の作成が必須となっている。その作成にあたっては、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め長期的な支援を行うことが重要であり、保護者の参画が求められている¹⁹⁾。今後、個別の教育支援計画の作成に栄養教諭も関与し、積極的に保護者と係わることで、児童生徒の食の実態を踏まえた食に関する指導の実践が可能となり、将来の食の自立に繋がると考えられる。

(3) 卒業後に向けた食の自立支援

卒業後の自立にむけた食に関する指導及び給食指導は約7割で実施されていた。また、卒業後の自立にむけた児童生徒が行う主体的な活動は約5割で実施されていた。具体的な指導内容として、作成した献立の食材を購入し、調理実習を実施するといった一連の体験学習が挙げられていた。知的障害者又は重複障害者等である児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が育っていないことが多いことなどが挙げられる³⁾。そのため、村上らは知的障害特別支援学校児童生徒に対して、自分の食べたいものを選んで、一人で繰り返し調理する授業が高等部卒業後の食生活に関する自立をめざすうえで有効であることを報告している¹⁷⁾。本調査においても、献立作成、食材購入、調理実習といった連続性のある体験学習を取り入れて、自立にむけた実践力を身に付ける指導がなされていること

が伺える。また、児童生徒が行う主体的な活動では給食当番活動を活用している施設が多かったことから、共同作業による責任感や連帯感を養い³⁾、成功経験に繋がるよう、創意工夫に努めて指導を行っていると考えられる。しかしながら、卒業後に向けた自立支援の各設問項目における実施率は、前述の食に関する指導の全体計画に基づく指導と比較して低かった。今後、さらに多くの学校で卒業後を見据えた切れ目ない食支援を実施する必要があると考えられる。

(4) 卒業生に対する卒業後の食の自立支援

卒業生との交流を行っている施設は僅か2割であり、交流を行っていない施設の方が割合が高かった。他方、学部構成において、高等部のみの施設とそれ以外を比較したところ、高等部のみが設置されている施設では7割が交流を行っており、小中学部が設置されている施設に比べて有意に高い割合であった。知的障害特別支援学校では学校教育法の第76条²²⁾を法的根拠として、高等部を単独で設置し、卒業後の社会参加や職業自立などの教育的ニーズに対応するため、職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成し専門的な教育を実施しているケースがある²³⁾。こうした背景から高等部のみの設置されている施設では教育内容が就労に直結しているため、卒業後の継続的な支援を行う体制が整備されていると考えられる。

また、卒業生の食生活の問題について考えられることは、栄養面が最も多く、次いで食品選択能力がないことが挙げられ、他の問題に比べて高い割合であった。一方で、卒業後に最も必要な食についての力としては食品を選択する力の割合が高かった。学校栄養士は食の自立のためには食品選択能力が必要であるが、その力が身得できていないことを課題としていると推察される。しかし、卒業生に対して、自立に向けた食育を実施している施設は約2割に留まった。そのため、卒業生の食生活に課題があることは認識しているものの、直接的な食支援は行っていない現状が明らかとなった。

なお、全ての設問項目に対する回答結果において、経験年数による有意差はみられなかった。これは、学校栄養士の経験年数が食に関する指導の実施に影響を与えているのではなく、文部科学省から示されているようにチーム学校で組織的に食に関する指導に取り組んでいること示していると考えられる。今後、さらに卒業後を見据えた個別の食支援が行われるよう、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実が図られることが望まれる。

5. 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界としては以下の点が挙げられる。第一に

本調査の調査回答率が低く、全国の状況把握を行うことができなかった点である。第二に本調査の調査項目が他の調査研究と異なる部分があるため、得られた結果を単純に比較することができなかった点が挙げられる。

以上のような限界はあるが、本研究により知的障害特別支援学校の食に関する指導の実態について明らかにすることができた。得られた知見は知的障害特別支援学校における食の自立支援のための有用な手掛かりになると考えられる。

6. 結論

知的障害特別支援学校における卒業後の食の自立支援に向けた食に関する指導の実態を把握するためにアンケート調査を行い、食に関する指導の計画と実施、家庭への啓発、卒業後に向けた食の自立支援、卒業生に対する卒業後の食の自立支援に関して、以下の結果を得た。

(1) 食に関する指導は調査した全校で全体計画を作成して実施されていたが、個別の教育支援計画に取り入れている割合は低かった。

(2) 家庭への啓発については、給食日より等の書面での啓発は行われていたが、直接保護者と面談を行う等の連携をしている割合は低かった。

(3) 卒業後に向けた食の自立支援では、連続性のある体験学習を行うことで、実践力を身に付ける指導の工夫が伺えた。また、児童生徒が行う主体的な活動として給食当番活動が活用されていた。

(4) 卒業生に対する卒業後の食の自立支援では、卒業後に必要な食の力は食品を選択する力であり、その力が身に付いていないことが課題として挙げられた。

本研究により知的障害特別支援学校における卒業後の食の自立支援に向けた食に関する指導の現状について明らかにすることができた。今後の課題として、生涯を通じた食支援を実現するためには、個別の教育支援計画の作成に栄養教諭も関与し、積極的に保護者に係わる必要があることが示唆された。

謝辞

本調査にご協力いただきました知的障害特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員の皆様、また、データ入力にご協力いただいた藤本冨香様、大上詩織様、田口晴菜様、豊田千夏様に感謝申し上げます。

なお、本研究は2019年度「広島女学院大学学術研究助成」の支援を受けて実施しました。

利益相反

利益相反に相当する事項はない。

引用文献

- 1) 農林水産省：食育基本法，<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-20.pdf> (2021.11.20)
- 2) 農林水産省：第3次食育推進基本計画，<https://warp.dandl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kikonkeikaku.pdf> (2021.11.20)
- 3) 文部科学省：食に関する指導の手引—第二次改訂版—，https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm (2021.11.20)
- 4) 文部科学省：小学校学習指導要領解説総則編（平成20年告示），https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_001.pdf (2021.11.20)
- 5) 文部科学省：中学校学習指導要領解説総則編（平成20年告示），https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_001.pdf (2021.11.20)
- 6) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説総則編（平成21年告示），https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1282000_01.pdf (2021.11.20)
- 7) 文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説総則編（平成21年告示），https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/07/22/1278525_01.pdf (2021.11.20)
- 8) 文部科学省中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要等の改善及び必要な方策等について（答申），https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (2021.11.20)
- 9) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編，https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf (2021.11.20)
- 10) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編，https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf (2021.11.20)
- 11) 文部科学省：特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示），https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_tokubetu01-100002983_1.pdf (2021.11.20)
- 12) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説総則編，https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf (2021.11.20)
- 13) 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示），https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_tokubetu01-100002983_1.pdf (2021.11.20)
- 14) 文部科学省中央教育審議会：食に関する指導体制の整備について（答申），http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm (2021.11.20)
- 15) 文部科学省：栄養教諭制度の概要，http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyuu/04111101/003.htm (2021.11.20)
- 16) 文部科学省：学校給食法，https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=329AC0000000160_20160401_427AC0000000046 (2021.11.20)
- 17) 村上富美子，梅原清子：知的障害特別支援学校児童生徒の日常生活を支える食育—高等部卒業後の食生活に関する自立を目指して—，和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 19：121-126，2009
- 18) 文部科学省：教員研修の実施体系，https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244827.htm (2021.11.20)
- 19) 文部科学省：発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン，https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf (2021.11.20)
- 20) 文部科学省：栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～，https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/_icsFiles/afieldfile/2017/08/09/1385699_001.pdf (2021.11.20)
- 21) 農林水産省：第4次食育推進基本計画，https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf (2021.11.20)
- 22) 学校教育法：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026> (2021.11.20)
- 23) 大分県教育庁特別支援学校教育課高等特別支援学校開校準備班：高等特別支援学校とは，https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2114402_3055428_misc.pdf (2021.11.20)